

第228号

法人くまがや

題 字……妻沼聖天山軟喜院 院主 鈴木英全師書

発行日 令和7年7月20日
発行人 (公社)熊谷法人会
会長 石山 洋一
発行所 熊谷市宮町1-35
〒360- 電 話 525-6035
0041 F A X 525-8141
発 行 年4回(1.4.7.9月
の20日)



目 次

- 1 頁……表紙 「星川とろう流し」
写真提供：見栄子の熊谷らいふ♪
- 2 頁……支部事業報告 ふかや青瀬支部
- 3 頁……税理士会より
関東信越税理士会熊谷支部 橋本博税理士
- 4 頁～5 頁 税務署より 熊谷税務署

- 6 頁～7 頁 県税事務所より 埼玉県熊谷県税事務所
- 8 頁～11 頁 定時総会 熊谷法人会
- 12 頁……コラム・パズル 全国法人会総連合
- 13 頁……事務局日誌・お知らせ 熊谷法人会
- 14 頁……全面広告 熊谷法人会

福利厚生制度「チャレンジ100」推進中

法人会
消費税期限内納付
推進運動

支部事業報告

支部組織の一部統合(岡部・川本・花園・豊里の統合)について

寄稿者：ふかや青淵支部 支部長 永田 耕太郎



日頃より法人会の活動につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、岡部支部・川本支部・花園支部・豊里支部の4支部は、令和7年5月22日をもちまして統合し、新たに「ふかや青淵支部」として発足する運びとなりました。これまで長きにわたり、地域に根差しながら独自の活動を展開してまいりました各支部でございますが、昨今の社会経済環境の変化や、会員数の減少、役員の選出に関する課題、そしてより効果的かつ持続可能な事業運営の必要性といった背景を踏まえ、このたびの統合を決定いたしました。

今回の支部統合は、従来の枠組みにとらわれず、より広域的・効率的な体制のもとで事業の活性化を図ることを目的としております。支部を越えた連携と協力を通じて、多様化する地域課題に柔軟に対応し、会員の皆様にとってより身近で有意義となる組織づくりを目指してまいります。

これまで各支部に賜りましたご厚情とご支援に、改めまして心より感謝申し上げますとともに、今後とも「ふかや青淵支部」への変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

【所在地】

〒369-1243 深谷市永田1420 ふかや市商工会内
TEL 048-584-2325 FAX 048-584-6165



岡部地区 おかベコスモス祭 花火大会



川本地区 島山重忠公史跡公園「重忠公銅像」



花園地区 ふかや花園プレミアム・アウトレット



豊里地区 旧沢沢邸「中の家」

寄附金と交際費等との区分について

関東信越税理士会 熊谷支部 橋本 博



顧問先様から相談される案件のうち今回は、寄附金とその類似費用である交際費等の区分について、簡単にお話しさせていただきます。

寄附金の額は、「広告宣伝及び見本品の費用その他

これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。」とされている。

そして、寄附金と交際費等との区分においては、租税特別措置法関係通達（法人税法編）61の4（1）～2により、事業に直接関連のない者に対して金銭、物品等の贈与をした場合において、それが寄附金であるか交際費等であるかは個々の実態により判定すべきであるが、金銭でした贈与は原則として寄附金とするものとし、次のようなものは交際費等に含まれないものとする。

- (1) 社会事業団体、政治団体に対する拠金
- (2) 神社の祭礼等の寄贈金

交際費については、次の3要件を満たしているから交際費等に当たるとされた事例（平成10.02.18）があります。

（参考）

- ①支出の相手方⇒得意先等（近い将来事業と関係をもつにいたるべき者をも含む。）であること。
- ②支出の目的⇒得意先等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであること。
- ③行為の形態⇒交際費等であること。

なお、支出の相手方が①ではなく、不特定多数である場合には、広告宣伝費とされた事例（東京地裁昭和44-11-27）があります。

法人税法第37条《寄附金の損金不算入》の規定が設けられた趣旨は、法人の支出した寄附金には、事業に関連するものとそれ以外のものとが含まれているが、これを一定の画一的基準によって限度額を定めて損金性を認めているところにある。

寄附金と交際費等では、支出の相手先及びその目的の違いにより、区分されます。寄附金は、その支出が事業関連者であることを問わず又その支出によって事業に「見返り」は無いのに対し、交際費等は、得意先等の事業関連者への支出でかつ支出によって事業に「見返り」があるかどうかになります。交際費等は損金算入に制限があるため、広告宣伝費・福利厚生費・寄附金との違いを正しく理解し、適切に区分することが重要となります。

項目	寄附金	交際費等	広告宣伝費	福利厚生費
対象例	社会的な貢献・寄附	取引先との接待や贈答	販売促進を目的とした支出	従業員の福利厚生目的
例	社会福祉団体や神社への寄附	接待飲食費、ゴルフ、贈答品	試供品、景品、広告キャンペーン	社員旅行、慶弔費
税務上の取扱い	一部のみ損金算入可	損金算入に制限あり	全額損金算入可	全額損金算入可

税務署より

所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)

【参考】給与の源泉徴収事務

令和7年		令和8年1月以後
11月まで ・変更なし	12月 ・基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 など 特に年末調整の際に注意してください。	・扶養控除等申告書の記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正 など

(1) 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))	基礎控除額	
	改正後 ^(注1)	
	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円	48万円

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

(3) 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記の基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

税務署人事異動 (7月10日付)

(転出) お世話になりました

署 長	窪 田 剛	(関東信越国税局)
副 署 長	津久井 哲也	(関東信越国税局)
副 署 長	原 田 直之	(留 任)
総 務 課 長	百 瀬 広行	(浦和税務署)
総 務 課 長 補 佐	津 曲 和也	(留 任)
法人課税第一統括官	山 本 弘毅	(高崎税務署)
法人課税専門連絡調整官	山 村 弘毅	(関東信越国税局)
-	-	-
法人課税第一部門 (法人会担当)	大 野 博 史	(退 官)

(転入) よろしくお願ひします

署 長	木 内 武 雄	(国 税 庁)
副 署 長	小 嶋 清 子	(関東信越国税局)
副 署 長	-	-
総 務 課 長	砂 川 靖 幸	(下館税務署)
総 務 課 長 補 佐	-	-
法人課税第一統括官	傳 川 貴 子	(東松山税務署)
-	-	-
法人課税第一統括上席 (法人会担当)	成 田 利 洋	(朝霞税務署)
-	-	-

県税事務所より

eLTAXによる電子申告・納税の御利用をお願いいたします。

eLTAXでは、次の手順で埼玉県の「納税番号」や「プレ申告データ」を確認できます。ぜひ、ご活用ください。

※ 納税番号とは、埼玉県にて付与した9桁の番号で、電子申告様式の管理番号のことです。

プレ申告データとは、申告を行う際の参考となるよう、埼玉県から納税者へ送付されるデータ（前年申告の内容等をもとに申告データの一部の項目があらかじめ設定されている申告データ）のことです。

① 「メッセージ照会」を選択



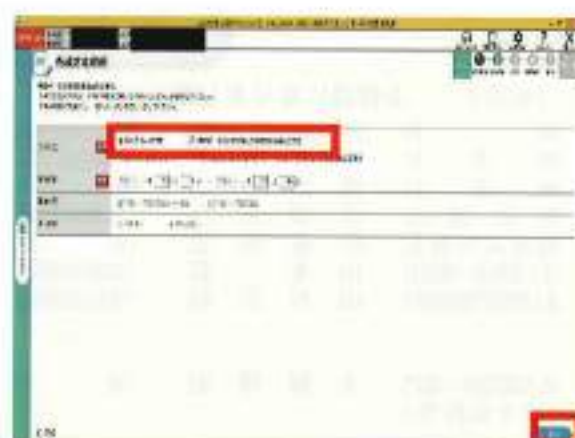
② 納税者等がメッセージを確認する場合は「メッセージ照会（本人）」を、代理人がメッセージを確認する場合は「メッセージ照会（関与先）」を選択



③ 「プレ申告データに関するお知らせ」を開き、「作成」を選択



④ 「作成方法選択画面」で「手入力による作成」を選択し「次へ」



県税事務所より

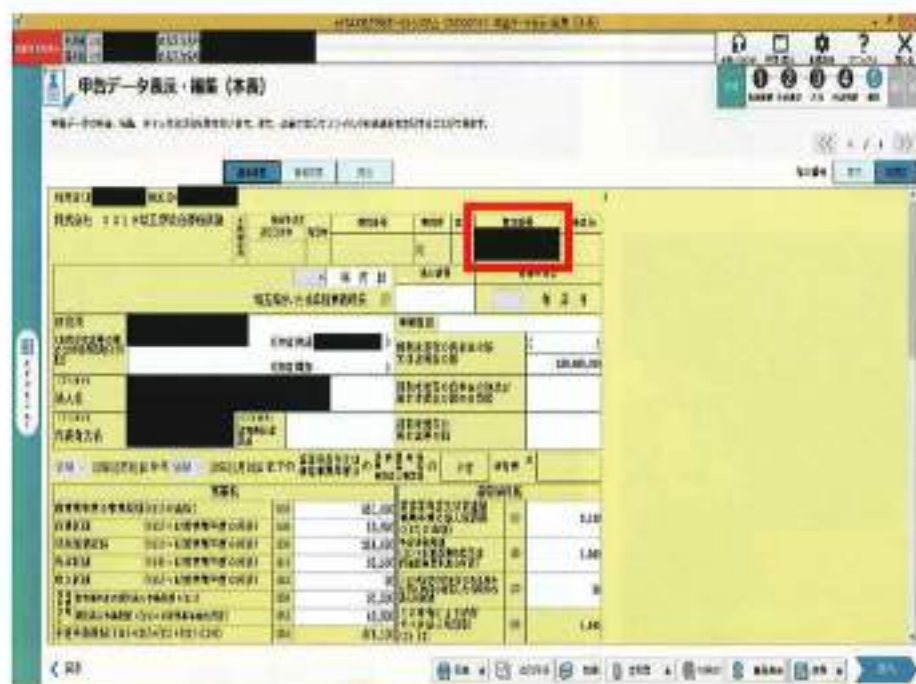
- ⑤ 「手続情報・様式確認」で様式を選択し
「次へ」



- ⑥ 「申告データ作成結果一覧(地方税)」を
「次へ」



- ⑦ 「申告データ表示・編集(本表)」が表示され、プレ申告データ及び納税番号(管理番号(9桁))を確認することができます。



埼玉県マスコット

コバトンぬいだまっち

お問合せ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第一担当

TEL 048(523)2036

定時総会

第13回定時総会

5月22日(木)午後3時より、第13回定時総会を熊谷スポーツホテルPARKWINGにおいて開催致しました。今年度は役員改選にあたり、永きにわたりご尽力をいただいた役員の方々へ石山会長より会長感謝状が贈呈されました。また、会員勤奨へ大きく貢献された金融機関並びに提携生損保の皆様へ会長より感謝状の贈呈が行われました。

石山会長による感謝状贈呈式の後、ご来賓として熊谷税務署長窪田様、熊谷商工会議所会頭大久保様、関東信越税理士会熊谷支部長森田様よりご祝辞を頂戴いたしました。烏田副会長の閉会挨拶をもって、石山会長の2期目のスタートとなる第13回定時総会は無事に終了致しました。



石山会長挨拶



窪田署長ご祝辞



大久保会頭ご祝辞



森田支部長ご祝辞



定時総会の風景



臨時理事会の様子

会長感謝状贈呈者

【退任役員感謝状】

熊谷支部	業 原 良 太 様
	岩 崎 研 太 郎 様
	杉 田 憲 康 様
深谷支部	高 丹 秀 篤 様
寄居支部	柴 崎 猛 様
	一 柳 光 政 様
妻沼支部	島 田 重 利 様
花園支部	富 田 重 直 様
豊里支部	飯 野 勇 人 様



退任役員様感謝状贈呈

【女性部会員】

深谷支部	塚 原 とよ子 様
	村 岡 悦 子 様
寄居支部	田 辺 秀 子 様
妻沼支部	西 倉 潤 子 様
	茂 木 千恵子 様



退任役員様感謝状贈呈

【会員勸奨貢献感謝状】

(金融機関)

㈱埼玉りそな銀行熊谷支店様
 埼玉縣信用金庫龍原支店様
 ㈱足利銀行深谷支店様
 ㈱埼玉りそな銀行寄居支店様

埼玉縣信用金庫本店営業部様
 ㈱埼玉りそな銀行深谷支店様
 埼玉縣信用金庫深谷支店様
 埼玉縣信用金庫寄居支店様

(提携生損保)

大同生命保険株式会社様

A I G 損害保険株式会社様



金融機関様へ感謝状贈呈



提携生損保様へ感謝状贈呈

定時総会

令和6年度 正味財産増減計算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	100	100	0
受取会費	23,304,000	23,709,250	-405,250
事業収益	2,429,574	2,719,565	-289,991
受取補助金等	14,804,800	14,706,300	98,500
受取負担金	913,500	907,000	6,500
雑収益	411,247	416,290	-5,043
経常収益計	41,863,221	42,458,505	-595,284
(2) 経常費用			
事業費	36,513,245	44,822,729	-8,309,484
管理費	6,665,739	6,922,412	-256,673
経常費用計	43,178,984	51,745,141	-8,566,157
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,315,763	-9,286,636	7,970,873
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-1,315,763	-9,286,636	7,970,873
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	3,000,000	-3,000,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	3,000,007	-3,000,007
当期経常外増減額	0	-7	7
当期一般正味財産増減額	-1,315,763	-9,286,643	7,970,880
一般正味財産期首残高	42,927,264	52,213,907	-9,286,643
一般正味財産期末残高	41,611,501	42,927,264	-1,315,763
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,078,200	12,887,700	190,500
受取全法連助成金	13,078,200	12,887,700	190,500
一般正味財産への振替額	-13,078,200	-12,887,700	-190,500
一般正味財産への振替額	-13,078,200	-12,887,700	-190,500
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	41,611,501	42,927,264	-1,315,763

令和7年度 収支予算書

定時総会

令和7年4月1日～令和8年3月31日

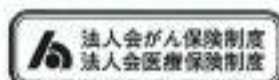
(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	100	100	0
受取会費	23,200,000	24,800,000	-600,000
事業収益	3,810,000	3,900,000	-90,000
受取補助金等	14,493,600	14,259,800	233,800
受取負担金	1,100,000	1,100,000	0
雑収益	750,250	750,250	0
経常収益計	43,353,950	43,810,150	-456,200
(2) 経常費用			
事業費	39,604,156	40,144,345	-540,189
管理費	8,445,982	9,400,516	-954,534
経常費用計	48,050,138	49,544,861	-1,494,723
当期経常増減額	-4,696,188	-5,734,711	1,038,523
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-4,696,188	-5,734,711	1,038,523
一般正味財産期首残高	39,420,984	45,155,695	-5,734,711
一般正味財産期末残高	34,724,796	39,420,984	-4,696,188
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,287,500	13,078,200	209,300
一般正味財産への振替額	-13,287,500	-13,078,200	-209,300
III 正味財産期末残高	34,724,796	39,420,984	-4,696,188



**アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



「生きる」を創る。

Afrac

〈引受保険会社〉

アフラック 埼玉総合支社

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

コラム・パズル

水田風景はいまやトレンド？

令和7年度米の収穫期となった。今年は例年になく取れる「コメ」に注目が集まるだろう。というのは、石破首相をして「国難(=国の危機)」と言わしめた「令和のコメ騒動」によるもの。高くなったコメの値段も「コメ大臣」と自ら名乗った小泉農水相の諸策により、ここのところ下がり始めてはいる。

一連の報道で、日本人は1日約2万トンのコメを食べると知った。20万トンの備蓄米も10日で食べつくす。「こりゃうかうかしてられない」と焦った。どうしてだろう？

「初めチョロチョロ 中パッパ 赤子泣いても蓋とるな」といった、ご飯をおいしく炊くための言い習わしはよく知られている。炊き立てのご飯はおいしい。

こんな話を聞いた。大店(おおだな)で奉公する丁稚(でっち)たちには、食事時に炊き立てのご飯を出したという。丁稚を思う気持ちからではない。彼らの食事の時間は短い。熱々のご飯で「あちあち！」やっているうちに「仕事に戻れ！」となる。食べ盛りの丁稚たちに、多く食べられなくする悪知恵だ。旦那、番頭たちは後でゆっくり食べようというわけ。やるねー。

さあ、そんな注目を浴びた「新米」に付く値段はどうだ。騒動は続くのか？

【筆者紹介】藤木順平(ふじき・じゅんぺい) フリーランスライター。日本笑い学会会員。

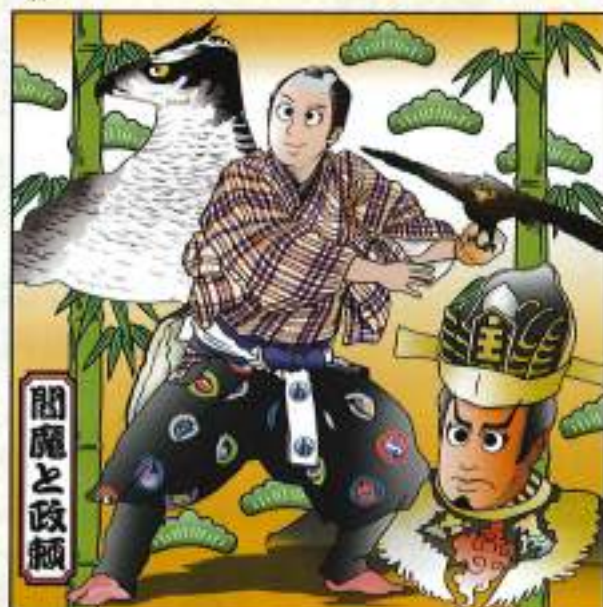
7つの間違い探し

※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？(答えは13ページにあります。)

左



右



※答えは13ページ

【作者紹介】神谷一郎(かみや・いちろう) 専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

事務局日誌・お知らせ

今後の予定

月 日	内 容	会 場
令和7年8月2日	女性部会北部ブロック租税教室	早稲田リサーチパーク
4日	県連 「女性フォーラム埼玉大会実行委員会」	プリランテ武蔵野
5日	正副会長会議・理事会	熊谷ホテル PARKWING
5日	大里地域税制協議会 懇親会	熊谷ホテル PARKWING
26日	局連 国税局幹部との 意見交換会・通算総会	プリランテ武蔵野
29日	県連「第2回事務局長会議」	オンライン
9月3日	県連 「拡大組織厚生合同委員会」	プリランテ武蔵野
5日	相続贈与税研修会	さくらめいと
9日	フォローアップ研修	熊谷市立商工会館2階大ホール
9日	県連「税理士会との協議会」	THE MARK GRAND HOTEL
10日	無料税務相談会	熊谷市立商工会館
18日	女性フォーラム 「北海道大会」	札幌パークホテル
24日	県連「広報委員会」	ソニックシティ
10月7日	県連「総務委員会」	ソニックシティ
16日	全国大会「高知大会」	高知県立県民文化ホール
21日	県連「税制委員会」	ソニックシティ
11月14日	創立70周年記念式典	ソシオスクエア
29日	創立70周年「親子租税教室」	ソシオスクエア

間違いない「問應（えんま）と政経（せいらい）」の答え

【答え】①タカの顔の毛(左上) ②政経の目線(中上) ③タカの翼(中上)
④首の葉(右上) ⑤政経の手の紋(中央) ⑥松(左下)
⑦鶴の嘴(右下)

【税務署長感謝状贈呈者】

5月22日(木)第13回定時総会の席上において
下記当会員の皆様へ熊谷税務署長感謝状の贈呈が
行われました。皆様おめでとうございます。

熊谷税務署長感謝状

栗原良太様
島田重利様
富田重直様
飯野勇人様
一柳光政様

【新入会員ご紹介】

新しい仲間です！ 宜しくお願い致します。

2025年6月13日現在

支部名	法 人 名	所 在 地	業 種
熊谷	四季彩観光バス株式会社	熊谷市松六郎	運 送 業
熊谷	ベストパートナー株式会社	熊谷市弥生	不動産代理 仲介
熊谷	ゆめみ労働管理事務所	熊谷市松本町	社 労 士 業
熊谷	合同会社 H A S E K O	熊谷市中西	居 宅 介 護 支 援
熊谷	一般社団法人ウィズみらい	熊谷市箱田	福 祉 業
深谷	深谷ケミカル合同会社	深谷市坂ヶ丘	技 術 サ ー ビ ス 業
深谷	株式会社 といろ	深谷市東方	福 祉 業
深谷	有限会社野口祐三郎商店	深谷市瑞穂町	建 設 資 材 販 売
妻沼	アイル株式会社	熊谷市妻沼西	製 造 業
妻沼	株式会社石川冷熱	熊谷市瑞穂町	建 設 業
青森	株式会社ワールドツール	深谷市白澤台	卸 小 売 業
青森	株式会社 和 合 堂	深谷市新成	農 業
江南	光	熊谷市瑞穂町	製 造 業



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、

企業保障の大きな傘で

会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

埼玉支社/
 埼玉県さいたま市大宮区大宮4丁目33-13(大同生命ビル4F)
 TEL 048-641-0307

AIG AIG損害保険株式会社

AIG支店 埼玉支店/
 埼玉県さいたま市大宮区大門3-54(富士火災大宮ビル)
 TEL 048-641-4050

